

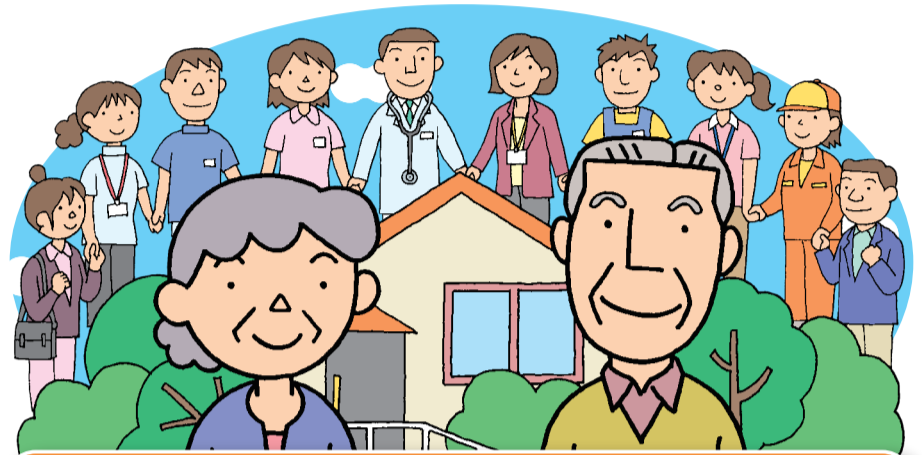
「第7期柏市高齢者いきいきプラン21」を策定

柏市では、平成30年度から平成32年度の3年間を期間とした「第7期柏市高齢者いきいきプラン21」を策定しました。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

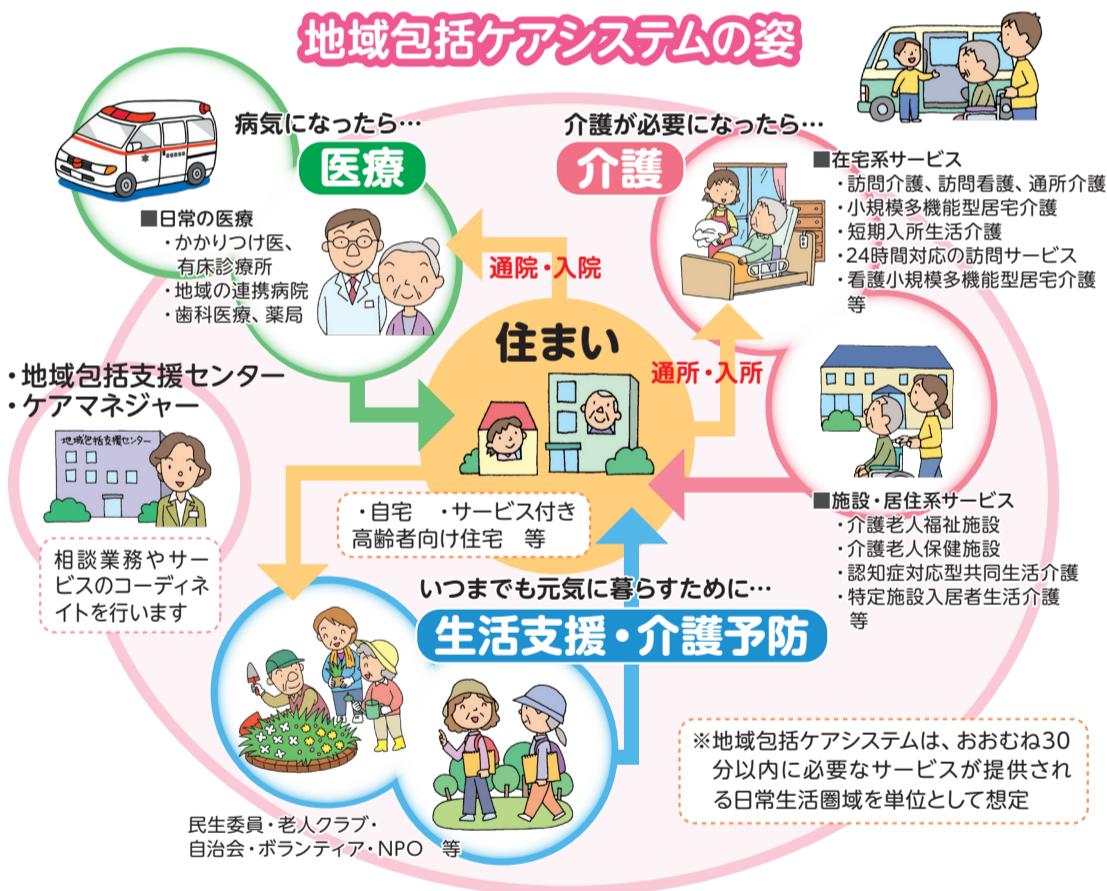
柏市は平成29年に、人口の4人に1人が高齢者となり、高齢化率が25%を超えました。団塊の世代が75歳となる平成37年には、高齢者のうち60%が75歳以上となり、23%が要支援・要介護認定者になることが予測されています。

このような高齢化の進展を見据え、第7期プランでは、病気を抱えていても、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域でその人らしく、誰もが望む生活が継続できるよう、医療・介護・生活支援等が連携を図りながら一人ひとりの生活を支えていく地域づくりを実現していきます。

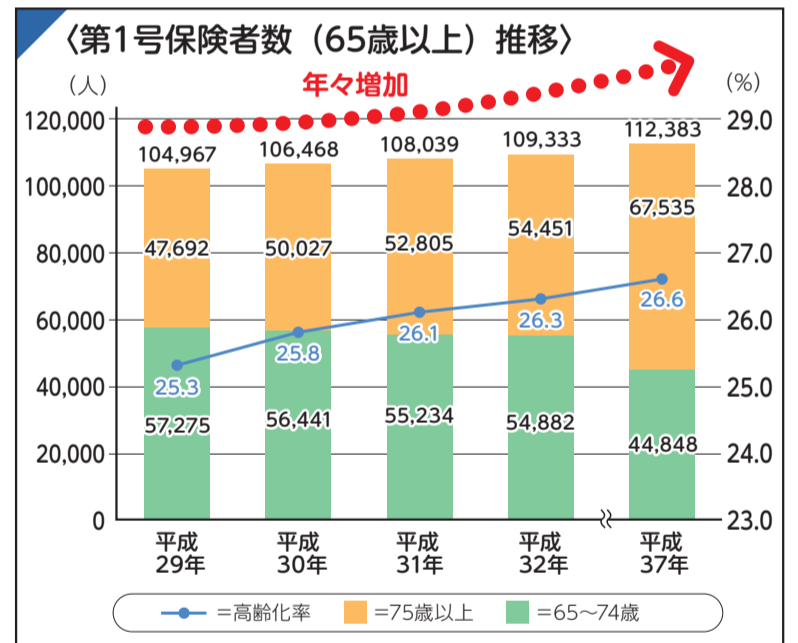


すべての高齢者が、その人らしく、住み慣れた地域で
安心していきいきと暮らせるまち 柏
＜計画の基本理念＞

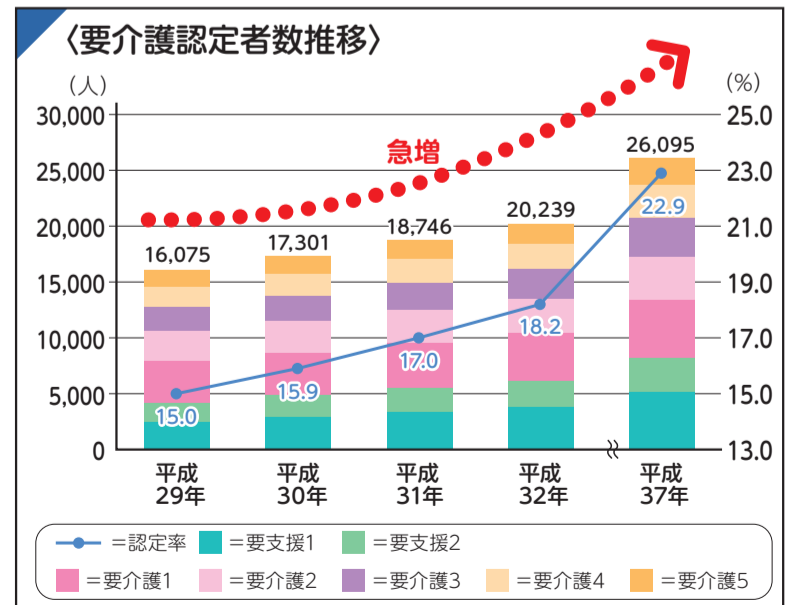
地域包括ケアシステムの姿



高齢者数と要介護認定者数の見込み

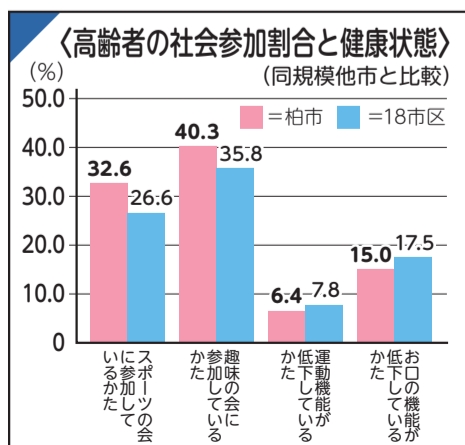
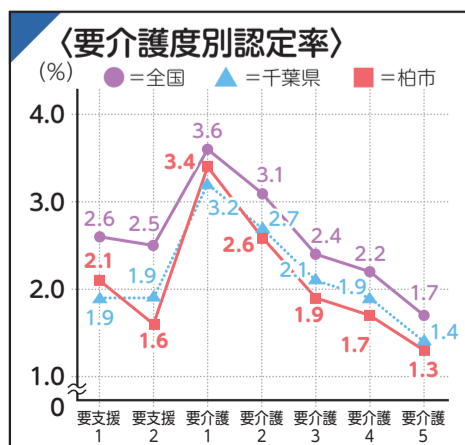


★高齢者数、高齢化率ともに増加
★75歳以上のかたは今後急増



★75歳以上のかたが増加するのに併せて、要介護認定者が急増
※高齢化率……総人口に占める65歳以上人口の割合
※要介護認定率……第1号被保険者に占める要介護認定を受けている人の割合

柏市は全国と比べ、要介護認定率が低くなっています。これは、スポーツや趣味の会等へ参加する活動的な高齢者が多いため、相対的に健康状態が良い高齢者が多いことがうかがえます。



「柏市高齢者いきいきプラン21」の目指すもの

いきいきとその人らしく暮らせるまちづくり

- ①フレイル予防の推進
- ②高齢者の居場所づくり
- ③多様な社会参加の促進

地域で高齢者を支える体制づくり

- ①地域での支えあい活動の推進と相談体制の充実
- ②在宅医療・介護の連携の推進
- ③地域包括支援センターの機能強化
- ④認知症施策の推進
- ⑤権利擁護の充実

安心して暮らせる超高齢社会のまちづくり

- ①介護サービスの基盤の整備
- ②介護保険制度の持続可能性の確保
- ③庁内横断的な推進体制の整備

フレイル予防の推進

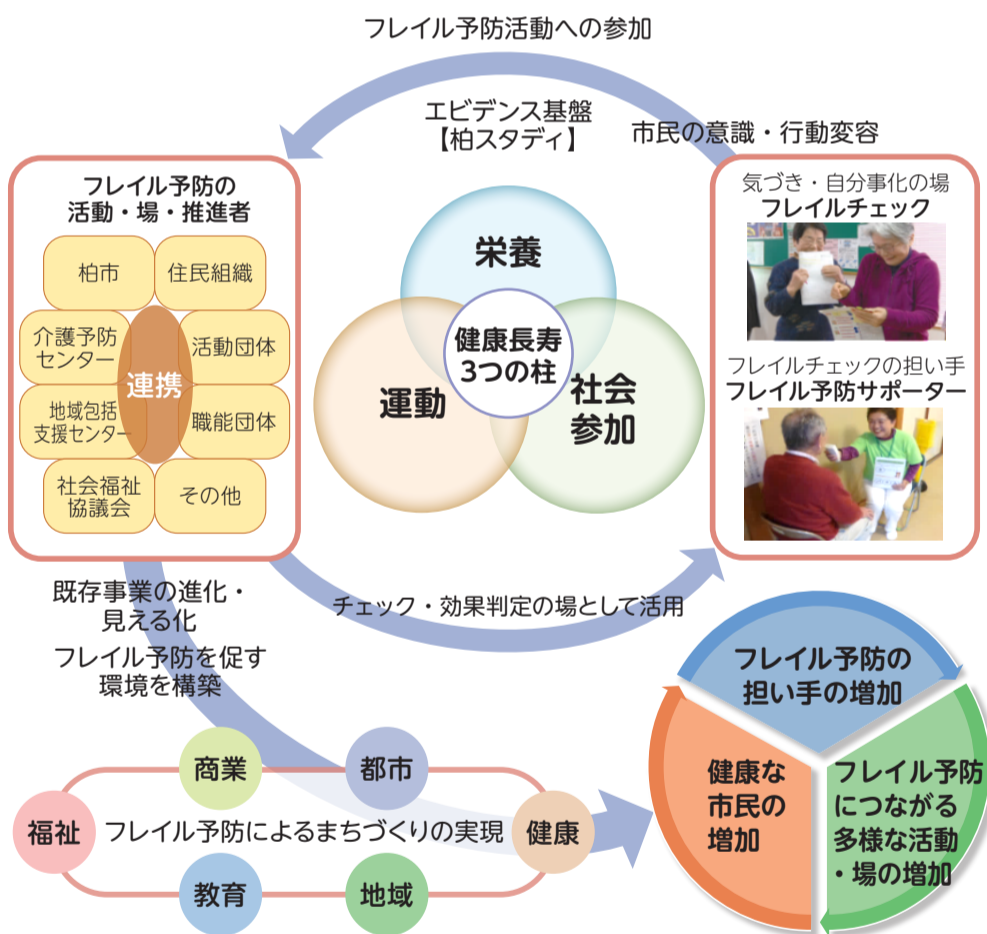
多くの方が健康な状態からフレイルを経て要介護状態になると考えられています。柏市では、一人ひとりが自分自身の健康状態を振り返り、フレイル予防に取り組めるよう、フレイル予防プロジェクト2025を推進しています。

※フレイルとは、年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態を言います。

○柏フレイル予防プロジェクト2025の推進

プロジェクト目標

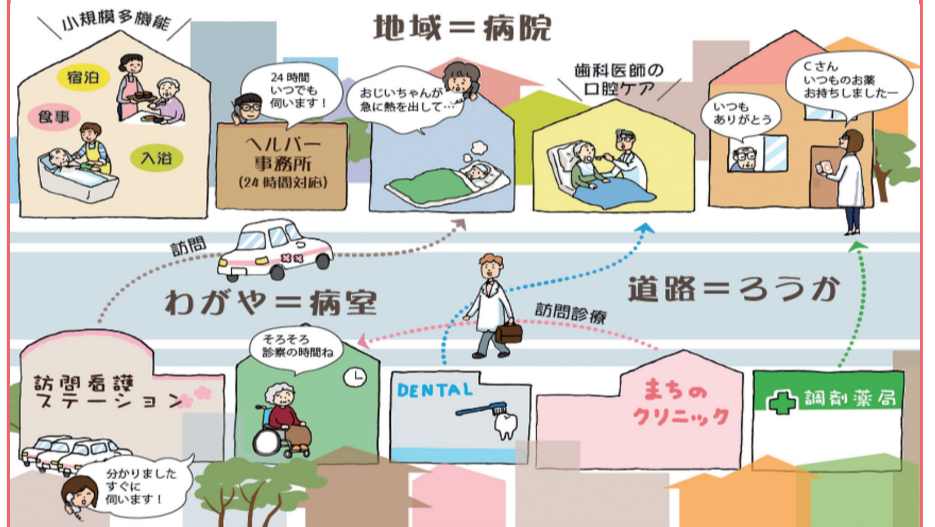
フレイル予防の概念の下、より早期からの「三位一体（栄養・運動・社会参加）」への包括的アプローチにより、いつまでも健康で充実した生活を営める健康長寿のまちを目指します。



在宅医療・介護の連携の推進

柏市では、今後急速に進展する高齢化に対応するために、平成22年度から、医療・介護の関係団体との協議を開始し、在宅医療を推進するための体制整備や仕組みづくりを全国に先駆けて具体的に進めてきました。

第7期の3年間では、在宅医療の認知度・安心感の向上を図り、市民のみなさんが望む療養生活の選択肢のひとつとして考えていただけるように、在宅医療がイメージしやすいような情報発信に取り組めます。



在宅医療に関する情報を集約した情報紙を年2回発行しています。新聞折込み、町会・自治会回覧、公共施設、病院、市内小中学校、柏駅等に配布しています。
※バックナンバーは柏市ホームページからご覧になれます。



○「柏地域医療連携センター」にご相談ください



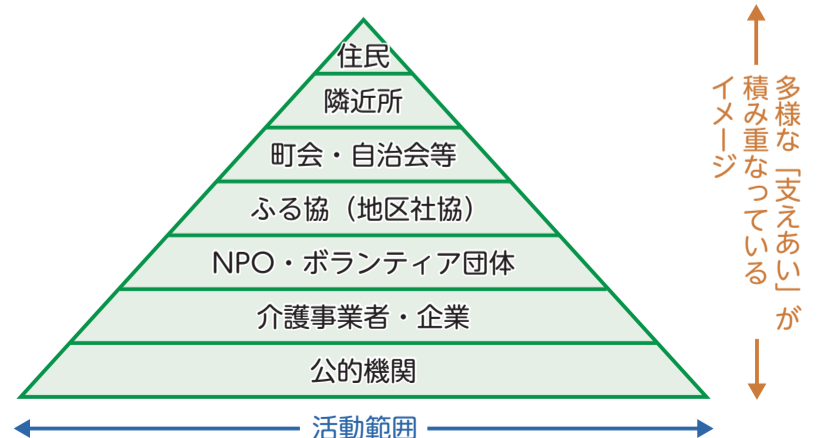
★柏市役所地域医療推進課★
【住所】〒277-0845 柏市豊四季台1-1-118
【電話】☎04-7197-1510 FAX 04-7197-1511
【開所時間】午前8時30分～午後5時15分
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

地域での支えあい活動の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、支えあいの体制づくりを進めていきます。

「住民」、「隣近所」、「町会・自治会等」、「ふる協（地区社協）」、「NPO・ボランティア団体」、「介護事業者・企業」及び「公的機関」が、互に関わりあいながら、それぞれの役割を担うことで、誰もが安心して暮らせる地域をつくりあげることが、支えあいの目指す姿です。

○「支えあい」の目指す姿

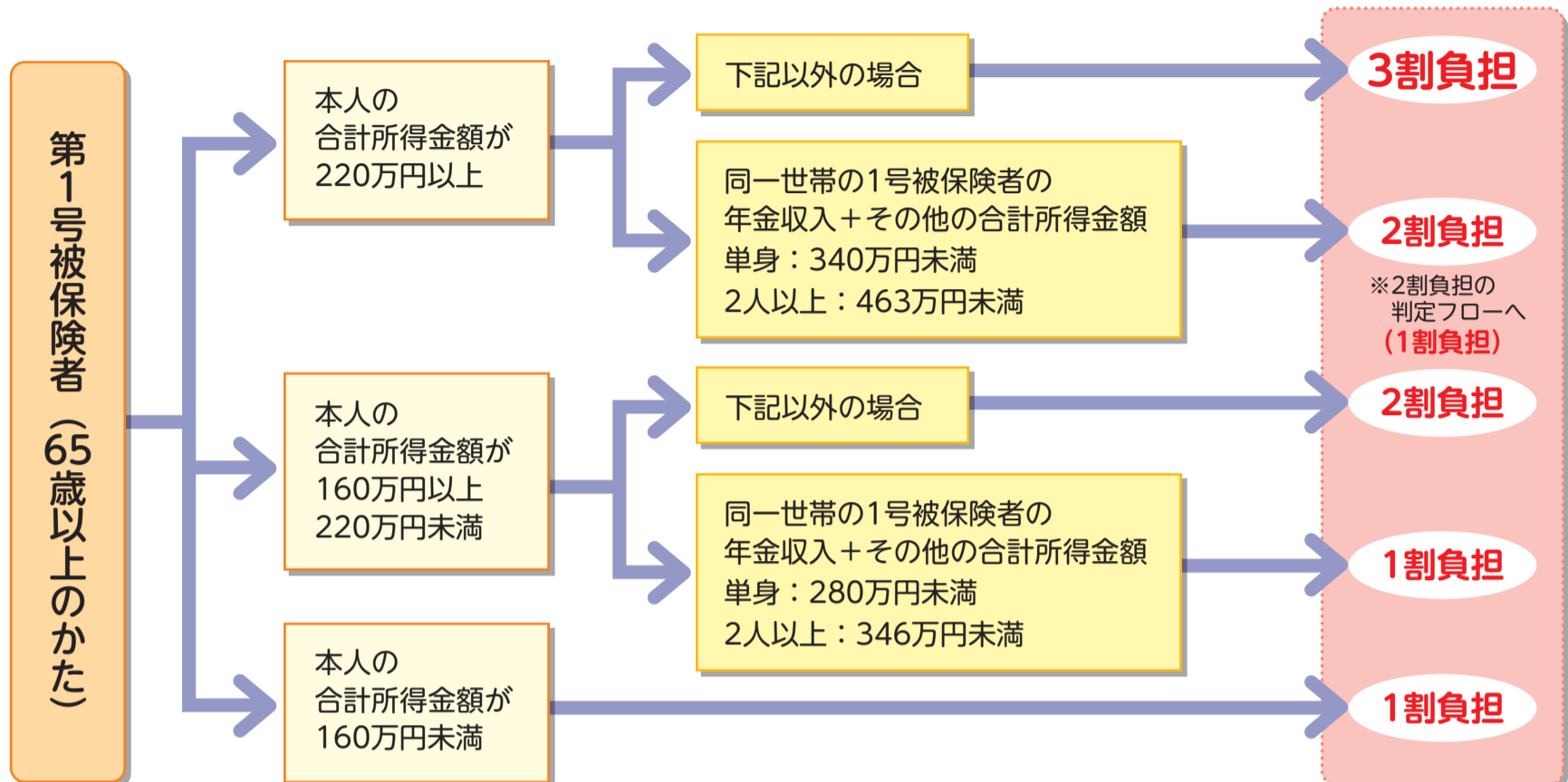


平成30年度から介護保険が変わりました！

サービスの利用者負担の割合が一部変わります 平成30年8月から

介護保険の利用者は、実際にかかる費用の一部を負担してサービスを利用します。平成30年8月から、一定以上の所得を有するかたの負担割合が変更になります。

一定以上の所得者は、サービスの利用者負担の割合が3割になります。



※第2号被保険者（40歳以上65歳未満のかた）、市民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担です。



「介護保険負担割合証」で確認を！

負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が新しく交付されます。

既に要介護認定を受けているかたには、負担割合（1割・2割または3割）を記載した「負担割合証」（右図）を7月上旬に郵送でお送りします。

初めて認定を受けるかたには、認定結果通知と併せてお送りします。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
性別	男・女
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 平成 年 月 日
割	終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	122176 柏市

Q 負担割合証は全員に郵送されますか？

A 要介護認定を受けたかたにのみ、送付します。

Q 夫と妻で負担割合が違うことがあるのですか？

A 負担割合は個人ごとに決まるので、それぞれ負担割合が異なる場合があります。

Q 介護保険負担割合証はどんなときに使うのですか？

A 介護保険サービスを利用するときに、サービス事業者に提示します。

その他のおもな改正点

平成30年10月から

●福祉用具貸与の見直し

現在の福祉用具貸与については、同じ商品であっても貸与を行う業者によって価格に差があるのが実情です。今改正で、貸与価格の見直しを行い、利用者が適正な価格でサービスを受けられるようにします。

国が商品ごとに全国平均貸与価格を公表する予定です。福祉用具貸与業者が福祉用具を貸与するときには、この全国平均貸与価格と業者の設定価格の両方を提示して利用者に説明します。

また機能や価格帯が異なる商品については、複数提示することになります。（複数商品提示は平成30年4月から）



65歳以上のかたの介護保険料が決まりました

65歳以上のかたの介護保険料は、3年間で必要となる介護サービス給付費や被保険者数の見込みなどをもとに3年ごとに見直します。

高齢化に伴う要介護認定者の増加や介護保険施設の増設などにより、保険料の増額が必要となり、平成30～32年度の基準額(月額)を4,900円から5,600円に改定いたしました。

介護保険制度は、介護を社会全体で支え合う仕組みです。制度の健全な運営のため保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

第7期(平成30年度～32年度)介護保険料
柏市基準額 年額67,200円 月額5,600円

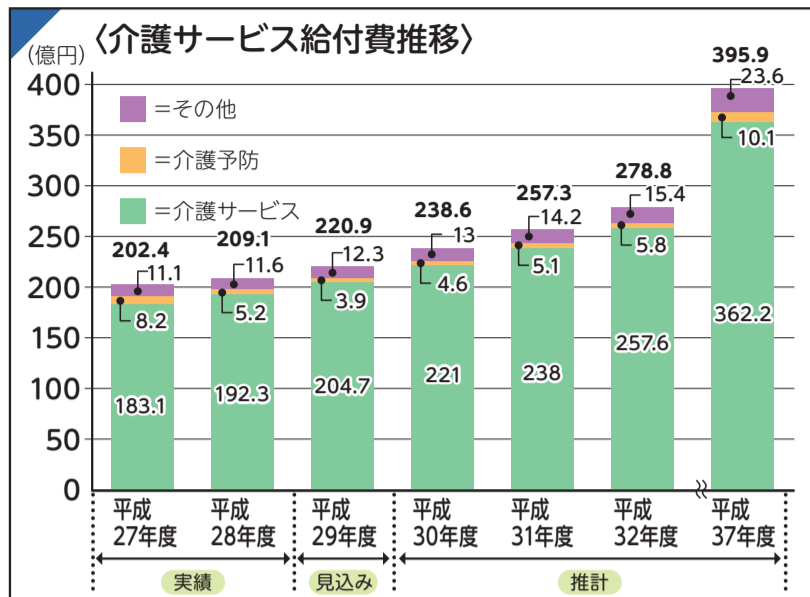
段階	区分	基準額 ×負担割合	年間保険料額 (月額)
第1段階	生活保護受給者のかた 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額とその他の合計所得金額(※)の合計が80万円以下のかた	基準額 ×0.40	26,880円 (2,240円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額とその他の合計所得金額(※)の合計が80万円を超え120万円以下のかた	基準額 ×0.60	40,320円 (3,360円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額とその他の合計所得金額(※)の合計が120万円を超えるかた	基準額 ×0.70	47,040円 (3,920円)
第4段階	本人が市民税非課税で同じ世帯に市民税課税者がいて本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※)の合計が80万円以下のかた	基準額 ×0.80	53,760円 (4,480円)
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で同じ世帯に市民税課税者がいて本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※)の合計が80万円を超えるかた	基準額 ×1.00	67,200円 (5,600円)
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が100万円未満のかた	基準額 ×1.05	70,560円 (5,880円)
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が100万円以上150万円未満のかた	基準額 ×1.10	73,920円 (6,160円)
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が150万円以上200万円未満のかた	基準額 ×1.20	80,640円 (6,720円)
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満のかた	基準額 ×1.30	87,360円 (7,280円)
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満のかた	基準額 ×1.45	97,440円 (8,120円)
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満のかた	基準額 ×1.55	104,160円 (8,680円)
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満のかた	基準額 ×1.75	117,600円 (9,800円)
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満のかた	基準額 ×1.85	124,320円 (10,360円)
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上800万円未満のかた	基準額 ×1.95	131,040円 (10,920円)
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上900万円未満のかた	基準額 ×2.10	141,120円 (11,760円)
第16段階	本人が市民税課税で合計所得金額が900万円以上1,000万円未満のかた	基準額 ×2.25	151,200円 (12,600円)
第17段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満のかた	基準額 ×2.40	161,280円 (13,440円)
第18段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,500万円以上のかた	基準額 ×2.55	171,360円 (14,280円)

※その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金収入に係る雑所得を控除した金額です。

〈財政調整基金の活用〉

第6期で4,900円だった介護保険料基準月額が、第7期においては934円の上昇が見込まれることから、財政調整基金から8億7,800万円を取り崩し、上昇額を抑制しました。

この結果、基準月額の上昇を234円抑え、第6期に比べて700円増の5,600円(年額67,200円)としました。



介護保険に関して、よくお寄せいただいた質問を紹介します。

介護保険 Q&A

Q 介護保険のサービスは誰でも使えるのですか？

A 介護や支援のサービス利用が必要になった65歳以上のかた及び40歳以上で介護保険の特定疾病と診断されたかたで、要介護認定の申請を行い、要支援1・2、要介護1～5に認定されたかたがご利用いただけます。

Q 要介護認定の申請はどこで手続きができますか？

A 要介護認定の申請窓口は、柏市役所高齢者支援課、沼南支所窓口サービス課、各地域包括支援センターです。

Q 窓口まで行くことができないのですが、本人以外でも申請できますか？

A 本人以外では、家族や成年後見人が申請できます。また、居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)、入所中の特別養護老人ホームや介護老人保健施設に代行してもらうことや、郵送での申請も可能です。

Q 要介護認定の申請の前に準備しておくことはありますか？

A 申請の前に、かかりつけの医師に相談(受診)されることをお勧めします。本人の病気や暮らしぶり、要介護認定の申請をすることを伝え、主治医意見書を書いてもらえるか確認しておくとう安心です。

Q 保険料を納めないとうなりますか？

A 介護保険料は相互扶助の観点から所得に応じて一定のご負担をいただいております。保険料を納めないでいると、介護保険サービスの利用者負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。生活困窮などにより介護保険料の支払いが困難になった場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

※その他介護保険についての詳細は、7月発行予定の「みんなでささえる介護保険」というパンフレットに掲載されています。

介護保険・高齢者福祉に関するお問い合わせ

- ① 高齢者支援課(要介護認定・保険料について) ☎7167-1134
(介護サービスについて) ☎7167-1135
- ② 地域包括支援課(フレイル予防について) ☎7167-2318
- ③ 地域医療推進課(在宅医療について) ☎7197-1510
- ④ 福祉政策課(高齢者の就労について) ☎7167-1171

※松戸局(047局)または携帯電話から上記の番号におかけの時は、最初に「04」を付けてください。